

# 入札制度の改正について

本市における入札・契約制度の透明性の確保、公正な競争性の促進及び官製談合等の不正行為の防止を徹底し、公正かつ適正な入札・契約を図ることを目的に入札制度を改正します。

## 1. 一般競争入札の拡大

### (1) 改正内容

| 入札方法   | 工 事 金 額           |                     |
|--------|-------------------|---------------------|
|        | 改 正               | 現 行                 |
| 一般競争入札 | 500万円以上           | 1,000万円以上           |
| 指名競争入札 | 130万円超<br>500万円未満 | 130万円超<br>1,000万円未満 |

※ 一般競争入札は制限付き一般競争入札（事後審査型）を適用

### (2) 改正時期

令和4年10月1日

## 2. 変動型最低制限価格制度の導入

### (1) 制度の概要

最低制限価格等の入札情報の漏洩による官製談合防止等の徹底を図るため、本市が執行する競争入札における最低制限価格を、電子入札システムによるランダム係数を乗じて変動させ、開札直前に決定する制度を導入します。

### (2) 対象案件

本市が一般競争入札又は指名競争入札により発注する工事及び業務のうち、最低制限価格を設定するすべての案件に適用します。

### (3) 変動型最低制限価格の算出方法

|                         |    |                     |
|-------------------------|----|---------------------|
| ※1                      | ※2 | <b>変動型</b>          |
| <b>最低制限価格基準額</b> (千円単位) | ×  | <b>ランダム係数</b>       |
| (現行の最低制限価格)             | =  | <b>最低制限価格</b> (円単位) |
|                         |    | (改正後の最低制限価格)        |

※1 **最低制限価格基準額**は、最低制限価格算出の基準となる額で、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）モデルにより算出する現行の最低制限価格とする。

※2 **ランダム係数**は、「1.000」から「0.990」の範囲で、下表の11通りの数値とする。

|      |       |       |       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ランダム | 1.000 | 0.999 | 0.998 | 0.997 | 0.996 | 0.995 |
| 係数   | 0.994 | 0.993 | 0.992 | 0.991 | 0.990 |       |

### (4) 導入時期

令和5年1月1日